

提出日：西暦 2013 年 8 月 6 日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：中村 朗子

研修テーマ	法律事務所職員研修(基礎研修)
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	KKR ホテル名古屋
受講期間	2013 年 7 月 29 日 13:30~15:30
研修内容	民事手続(上訴、簡裁) / 家事手続
研修の成果 及び感想	<p>【民事手続(上訴、簡裁)】 弁護士の常川尚嗣先生の講義。</p> <p>○上訴についての注意点の説明。</p> <ul style="list-style-type: none">* 控訴の際は申立期間に注意。判決の「送達を受けた日」から 2 週間。 <p>→控訴するか微妙な案件の時は受取らずに時間を稼ぐ時もある。</p> <p>主文を電話で事務員が聞き取ったり、事務員が法廷に傍聴に行く等対応。</p> <p>また、争点が 5 つあり 4 つ勝っても全部勝たなければ控訴する方針の時などは、早めに資格証明の準備が必要。(地方への取寄せ請求など。)</p> <ul style="list-style-type: none">* 提出先は第一審裁判所。 <p>高裁宛の控訴上も地裁に出す。「高裁御中」となっているが、注意。</p> <p>→名古屋であれば対応可能だが、他の地裁ならば提出先に注意。また、委任状も別になるので、用意しておく。</p> <p>○簡裁手続きの注意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none">* 支払督促 <ul style="list-style-type: none">・債務者の日本国内の住所が判明していることが要件。また債務者の住所が管轄となる。 <p>→ex) 依頼者が名古屋でも貸した相手は尾張旭の場合などは瀬戸簡裁。</p> <p>支払督促でなく通常の訴訟の方が楽となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・申立手数料は通常訴訟の 1/2。通常訴訟に移行したら差額は請求される。・仮執行宣言の申立をつけておけば執行分を取るのが不要となる

【家事手続】 弁護士の加藤雄一先生の講義。

○家事事件手続法の施行(H25.1.1 施行)

家事審判法が廃止。変更点があるため注意。(下記もほぼ変更点を記載)

※事務員ハンドブックが古くなったため、現在改訂中。

* 家事雑事件

(変更点)これまでは本案として審判の申立がなければできなかったが、調停を本案とすることができるようになった。

○調停・審判事件の手続

* 申立手続

・書面での申立のみとなる。別表第二の事件については副本が必要に。

* 添付書類等

・遺産分割は成年後見については複雑なのでHP 書式集で要確認。原本還付申請に備えて写しを取っておくと引替に原本が還付される。

・委任状は手続法 24 条の規定する代理権が記載されている必要がある。

委任状に記載がないと、審判や調停の申立取下げができない。(→要確認)

・遺産分割については、複数の相続人から受任する場合、双方代理の問題が生じる。特殊書式の委任状や双方代理の旨承諾済みの申述書の提出が必要。(→弁護士会 HP の書式集あり)

* 他

・遺産分割や財産分与で不動産登記手続が必要な場合、当事者目録や物件目録に誤りがあると法務局が申請を受付けない。更正決定が必要になる。

○調停・審判の審理手続

* 審判

・以前は審判日の指定をする必要がなかった。現在は審判日の指定が必要。

○家事事件記録の閲覧・謄写

* 審判事件

・事件の調査対象となったものは4つの例外要件に該当しない限り許可される。→調停不成立の場合に当然に審判手続に移行する調停事件については、調停中から資料の提出に気をつけること！

添付資料	レジュメ
受講者	中村